

保護者の皆様へ

令和6年度【在校生用・小学校新1年生用】
高松市立小・中学校第3子以降学校給食代替弁当対応者補助金について

高松市教育委員会保健体育課

多子世帯の子育てに対する経済的負担軽減を図るため、食物アレルギーや宗教上等の理由で学校給食の提供を受けることができない第3子以降の児童生徒において、学校給食の代替として保護者の皆様が弁当対応をする経費を令和6年4月分から補助します。

なお、「主食」・「飲用牛乳」・「おかず等」の区分において、いずれかを喫食し、弁当を持参している場合でも、その喫食した区分を除いた給食費相当分を補助いたします。

ただし、「飲用牛乳」のみを停止し、「主食」・「おかず等」に代わる飲食物として、弁当を持参していない場合は本補助の対象となりません。

対象となる方は、下記の案内にしたがってお手続きをお願いします。補助の適用を受ける場合は、申請書の提出が毎年度ごとに必要となります。

※令和5年度（令和6年1月から3月）の補助の適用を受ける場合は、申請書（令和5年度【在校生用】）を提出してください。

補助の対象となる要件

以下の①から④を全て満たしている保護者が補助の対象となります。なお、補助の対象となるのは、扶養している子のうち、年齢が上から数えて第3番目以降の子となります。

- ① 平成30(2018)年4月1日以前に生まれた子を3人以上扶養している。（令和6年度）
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が高松市立小学校・中学校に通学している。
- ③ 高松市立の小・中学校に在籍し、食物アレルギー等の事情で弁当を学校に持参しているお子さんがいる保護者
- ④ 生活保護・就学援助制度等（就学奨励費を除く。）で学校給食費の支援を受けていない。（ただし、現在申請中である場合は、本補助申請も併せて申請いただきますよう、お願いします。）

◆無償化の対象となる児童生徒の例（※網掛けが無償化の対象、丸囲み数字が扶養している子等）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生①	高校生②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例2	無職①	専門学生②	中学生③	私立中学生④	中学生③
例3	就労者（扶養外）	高校生①	中学生②	小学生③	小学生③
例4	アルバイト（扶養内）①	就労者（扶養外）	中学生②	中学生③	中学生③
例5	中学生①	小学生②	未就学児		

補助金の額

※次の交付額（年間上限額）を上限に、学校に弁当を持参した回数×1食当たりの単価を補助いたします。

区分		1食当たりの単価	交付額（上限額）
小学校	低学年	249円	46,812円
	中学年	266円	50,008円
	高学年	282円	53,016円
中学校		304円	51,072円

※また、1食当たりの単価の内訳となる「主食」、「飲用牛乳」、「おかず等」のいずれかを喫食した場合は、上記の表の1食当たりの単価から下表の1食当たりの単価内訳の金額を減じた額を補助いたします。ただし、「飲用牛乳」のみを停止し、「主食」・「おかず等」に代わる飲食物として、弁当を持参していない場合は本補助の対象となりません。

区分		1食当たりの単価内訳（事務費除く）	
小学校	低学年 （1・2年生）	主食費	41円
		飲用牛乳費	53円
		おかず等費	154円
	中学年 （3・4年生）	主食費	44円
		飲用牛乳費	53円
		おかず等費	168円
	高学年 （5・6年生）	主食費	49円
		飲用牛乳費	53円
		おかず等費	179円
中学校		主食費	53円
		飲用牛乳費	53円
		おかず等費	197円

◆上記の金額は、令和5年度の単価です。今後、変更となる場合は、改めてお知らせします。

申請（手続き）の流れ

1 申請書受け取り

★申請書につきましては、下記URL【高松市ホームページ（保健体育課）】より、ダウンロードし、各自で印刷していただきますようお願いいたします。

なお、ダウンロード又は印刷ができない場合は、学校へお申し出ください。



高松市役所 保健体育課 学校給食

検索

(URL) <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/shouchugakkou/kyushoku/benntouhojyo.html>

② 申請手続き

以下(1)から(3)を学校へご提出ください。

(1) 令和6年度【在校生・小学校新1年生用】高松市立小・中学校第3子以降学校給食代替弁当対応者補助金交付申請書・請求書（兼同意書・支払金口座振込依頼書）

→記入例（別紙、参照）のとおり、記入してください。

(2) 被保険者証（健康保険証）等の写し

→記入例（別紙、参照）をご確認のうえ、ご準備ください。

(3) 振込口座の通帳やキャッシュカード等のコピー

→金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人が確認できるもの。

③ 申請書受付

市教育委員会が学校経由又は郵送等で申請書を受け取り、学校に弁当持参回数を確認します。

④ 補助金対象者の交付決定

交付決定通知書を学校経由又は郵送で配付します。

⑤ 補助金額の決定

交付額確定通知書を学校経由又は郵送で配付します。

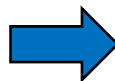
⑥ 補助金の支給

3回に分けてお振込みします。

第1期（4月分から7月分）：9月末頃

第2期（9月分から12月分）：2月末頃

第3期（1月分から3月分）：翌年度の5月末頃



保護者

【交付決定通知書】1回
該当のお子さんの氏名や補助金の対象期間をご確認ください。

【交付額確定通知書】3回
補助金の金額と振込時期をお知らせします。

- ① 「令和6年度【在校生・小学校新1年生用】高松市立小・中学校第3子以降学校給食代替弁当対応者補助金交付申請書・請求書（兼同意書・支払金口座振込依頼書）」を**世帯で1枚**、必要事項に記入しご用意ください。なお、お子さまの学校・学年は令和6年4月時点（随時申請は申請時）でご記入ください。
- ② 申請書に記載されたお子さまのうち、令和6年度に高松市立小・中学校に在籍の子を**除いた全ての子**の、有効な健康保険証表面の写し（コピー）を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。
※ 添付の際は、保険証記載の各種番号が見えないよう、**マスキング**をお願いします。
マスキングの方法については、ホームページ又は、申請書記入例に掲載していますので、ご参照ください。
- ③ お手持ちの任意の封筒に申請書を入れ、のりづけにより封をしてください。
- ④ 封筒表面に**第3子以降の対象となる子の学年・氏名、保護者名**及び「令和6年度 弁当対応申請書・請求書」を明記してください。
- ⑤ 申請期限をご確認の上、④で封筒表面に記入した子の通う学校に、**申請書を入れた封筒を提出**してください。また、**第3子以降のお子さまが小学校新1年生のみの場合は、令和6年度から入学予定の学校が開催する入学説明会時にご提出**ください。なお、以下に記載の保健体育課に郵送又は直接提出することも可能です。

高松市 保健体育課 学校給食

検索

(URL) <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/shouchugakkou/kyushoku/benntouhojyo.html>

令和6年度（令和6年4月）から補助の適用を受ける場合の申請期限（ジへ）

★補助の適用を希望される場合は、下記の期日までに申請をお願いします。

令和6年2月29日（木）まで

随時申請

期日を過ぎており、補助の要件を満たしている場合は、速やかに申請書をご提出ください。

毎月15日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに受け付けた申請について、認定された場合は、要件を満たした日又は、当月1日のいずれか遅い日、15日（土日祝日の場合は直前の開庁日）を過ぎた場合は、翌月1日以降の補助の対象となります。

※ 例） 1月15日までの申請→1月1日から適用／1月15日以降の申請→2月1日から適用

※ 書面申請で学校等へ直接提出の場合は受付日、郵送でご提出の場合は消印日をもって受理日とみなします。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たしていれば補助の対象となる可能性があります。

… 市外から転入してきた … 扶養する子が増えた

… 生活保護・就学援助を受けられなくなった

※申請に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、下記保健体育課までお問い合わせください。

決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、以下のとおり学校を通じて配付します。

○ 当初申請分：令和6年5月末までに通知

○ 随時申請分：申請書提出から1～2か月程度（申請書に不備等が無かった場合）

年度途中で申請内容の変更が生じた場合

補助の決定を受けた後に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合（扶養している子の人数に変更があった場合など）は、速やかに「高松市立小・中学校第3子以降学校給食代替弁当対応者補助金内容変更届」（ホームページよりダウンロードすることができます。）をご提出ください。ご不明点等ありましたら、下記、保健体育課までご連絡ください。

お問い合わせ先

高松市番町一丁目8番15号

高松市教育委員会保健体育課 学校給食総務係

電話 087-839-2657